

第二号様式(第四条第一項)

変 更 届 出 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地  
(設置者) 名称  
代表者

印

次のとおり、指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号									
指定内容を変更した事業所(施設)	名称									
	所在地									
	サービスの種類									
変更があった事項		変更の内容								
1	事業所(施設)の名称									
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)及び連絡先									
3	申請者(設置者)の名称									
4	申請者(設置者)の主たる事務所の所在地及び連絡先									
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名									
6	役員の氏名、生年月日及び住所									
7	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)									
8	事業所(施設)の平面図及び設備の概要									
9	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴									
10	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴									
11	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴									
12	主たる対象者									
13	運営規程									
14	介護給付費等の請求に関する事項									
15	事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別)									
16	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員									
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容									
18	障害者支援施設等との連携体制及び文書の体制の概要									
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要									
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要									
変更年月日		平成 年 月 日								

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

(令和3年度以降)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

届出者 { 主たる事務所の所在地: 名称: 代表者の職・氏名: }

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号, 主たる事業所(施設)の名称 (フリガナ), 事業所(施設)の所在地 郵便番号

Table with columns: 届出事業の種類, 実施事業, 異動等の区分 (1 新規, 2 変更, 3 終了), 異動年月日. Rows include categories like 介護, 訓練, 給付, 地域相談支援, etc.

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
居宅介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		別紙2-1
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ (別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 (別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	(共生型のみ該当有り)	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なしー該当の場合、別途県から個別に確認します。						
重度訪問介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III		別紙2-2
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ (別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 (別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	(共生型のみ該当有り)	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なしー該当の場合、別途県から個別に確認します。						
同行援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		別紙2-3
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ (別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 (別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なしー該当の場合、別途県から個別に確認します。	
行動援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ (別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 (別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なしー該当の場合、別途県から個別に確認します。	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
						適用開始日	

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能		
					定員超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					開所時間減算	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					開所時間減算区分(※6)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満		
					短時間利用減算	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上		
					医師配置	1. なし 2. あり		
					人員配置体制	1. なし 2. あり		別紙3-1、別紙5-1
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙4、別紙5-1、資格証(写し)
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II 4. III		別紙30、別紙5-1
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり		別紙7
					重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり		別紙38
					重度障害者支援II体制	1. なし 2. あり		別紙38
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり		別紙8
					食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙6
					延長支援体制	1. なし 2. あり		別紙24、生活介護計画
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		別紙25
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり		別紙39
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )		
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		(共生型のみ該当有り)
					サービス管理責任者配置等(※7)	1. なし 2. あり		別紙52(共生型のみ該当有り)
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし-該当の場合、別途票から個別に確認します。

1. 21人以上40人以下  
2. 41人以上60人以下  
3. 61人以上80人以下  
4. 81人以上  
5. 20人以下

1. 21人以上40人以下  
2. 41人以上60人以下  
3. 61人以上80人以下  
4. 81人以上  
5. 20人以下

1. I型(1.7:1)  
2. II型(2:1)  
3. III型(2.5:1)  
4. IV型(3:1)  
5. V型(3.5:1)  
6. VI型(4:1)  
7. VII型(4.5:1)  
8. VIII型(5:1)  
9. IX型(5.5:1)  
10. X型(6:1)

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
- ※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)		
短期入所					定員超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					大規模減算	1. なし 2. あり		有りの場合県に電話で連絡すること
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		別紙30、別紙5-1、資格証(写)
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり		別紙35、研修修了証(写)
					単独型加算	1. なし 2. あり		
					医療連携体制加算(D)	1. なし 2. あり		別紙32
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		別紙9、別紙5-1、資格証(写)
					食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙6
					送迎体制	1. なし 2. あり		別紙25
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり		別紙57
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り					
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		(共生型のみ該当有り)					
福祉専門職員配置等(※7)	1. なし 2. I 3. II		別紙53					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし-該当の場合、別途県から個別に確認します。					

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、貴金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
施設入所支援	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置		別紙9、別紙5-1、資格証(写)
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり		別紙16、別紙5-1
					重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり		別紙15-1
					重度障害者支援Ⅰ体制(重度)	1. なし 2. あり		別紙15-1
					重度障害者支援Ⅱ体制	1. なし 2. あり		別紙15-2、修了証の写し等
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり		別紙7
					夜間看護体制	1. なし 2. あり		別紙14、別紙5-1
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		別紙11
					口腔衛生管理体制	1. なし 2. あり		別紙5 8
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり		
キャリアパス区分(※3)	1. Ⅲ(キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. Ⅱ(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)							
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り		
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし・該当の場合、別途県から個別に確認します。		

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
訓練等給付 自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)		
					訪問訓練	1. なし 2. あり		
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり		別紙5-1、資格証(写)
					定員超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					標準期間超過	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙4、別紙5-1、資格証(写)
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり		別紙7
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり		別紙10、(通所のみ)、別紙28(宿泊型)
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり		別紙8
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり		別紙40
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		別紙17、別紙5-1
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		別紙17、別紙5-1
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり		別紙10、(通所のみ)、別紙28(宿泊型)
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		別紙11
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		別紙4 1
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		別紙4 2
					食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙6
					看護職員配置	1. なし 2. あり		別紙30、別紙5-1、資格証(写)
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		別紙25
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III		別紙31
					社会生活支援	1. なし 2. あり		別紙4 3
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり		別紙3 9
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )		
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり							
キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り					
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		(共生型のみ該当有り)					
サービス管理責任者配置等(※7)	1. なし 2. あり		別紙52(共生型のみ該当有り)					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし一該当の場合、別途県から個別に確認します。					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)	
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他			
各サービス共通					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型		資格取得型の場合は、県に連絡	
就労移行支援	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下				就労定着率区分 (※8)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)		別紙4 4、別紙4 4の別添	
						定員超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
						職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
						サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
						標準期間超過	1. なし 2. あり		
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙4、別紙5-1、資格証(写)
						就労支援関係研修修了	1. なし 2. あり		別紙5-2 定着率区分が経過措置対象である場合には別紙44、別紙44の別添
						視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり		別紙7
						精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		別紙17、別紙5-1
						食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙6
						移行準備支援体制	1. なし 2. あり		別紙33
						送迎体制	1. なし 3. I 4. II		別紙25
						社会生活支援	1. なし 2. あり		別紙4 3
						福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
						福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり								
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II								
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		市等の指定管理の場合のみ該当有り						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし一該当の場合、別途県から個別に確認します。						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
- ※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	適用開始日	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
就労継続支援A型	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	評価点区分(※8)	1. 評価点が170点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が130点以上150点未満の場合 4. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が90点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)	別紙4 5、別紙4 5 別添
					定員超過	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	別紙4、別紙5-1、資格証(写)
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	別紙7
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	別紙34
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	別紙39-1
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	別紙4 6、賃金向上計画、利用者の就業規則 一県において提出後、内容確認し、該当する場合のみ加算対象となる。
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	別紙25
					食事提供体制	1. なし 2. あり	別紙6
					社会生活支援	1. なし 2. あり	別紙4 3
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) 3. 免除	別紙5 4
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	市等の指定管理の場合のみ該当有り					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし-該当の場合、別途県から個別に確認します。					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	平均工賃月額区分(※8)	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
就労継続支援B型	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均工賃月額区分(※8)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象)	別紙4 7
					定員超過	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					職員欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	別紙4, 別紙5-1, 資格証(写)
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	別紙7
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	別紙34
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	別紙39-2
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	別紙20, 別紙5-1
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	別紙25
					食事提供体制	1. なし 2. あり	別紙6
					社会生活支援	1. なし 2. あり	別紙4 3
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有(別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	市等の指定管理の場合のみ該当有り					
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり	別紙4 7別添					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし-該当の場合、別途県から個別に確認します。					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 （様式内で求める資料も添付）

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分（加算）」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分（加算）」が同一の場合、「多機能型等定員区分（加算）」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労移行支援（養成）について、指定を受けた日から3年（修業年限が5年の場合は5年）を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)	
					地域区分	適用開始日		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
就労定着支援					就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上	別紙48と、 ・既存事業の場合は、 別紙48別添1、 ・新規指定の場合は、 別紙48別添2	
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割5分以上 2. 就労定着率が9割以上9割5分未満 3. 就労定着率が8割以上9割未満 4. 就労定着率が7割以上8割未満 5. 就労定着率が5割以上7割未満 6. 就労定着率が3割以上5割未満 7. 就労定着率が3割未満		
					職員欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					就労定着実績	1. なし 2. あり		別紙49※新規の場合は当該加算は対象外
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり		様式5-1、資格証(写)
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし一該当の場合、別途県から個別に確認します。						

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					標準期間超過	1. なし 2. あり		有りの場合、県に電話で連絡すること
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙4、別紙5-1、資格証(写)
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当		
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり		別紙4 7別添
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		様式なし→該当の場合、別途県から個別に確認します。					

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
 ただし、以下の加算については、サービス種類または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
 生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
 施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
 就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、資金向上達成指導員配置加算  
 就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算  
 その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
 生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
 就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
 就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

斜線部以外は必ず記入してください。

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
						適用開始日	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
共同生活援助				1. III型 (6:1) 2. IV型 (10:1) 3. I型 (4:1) 4. II型 (5:1) 1 1. 日中支援 I 型 (3:1) 1 2. 日中支援 II 型 (4:1) 1 3. 日中支援 III 型 (5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					大規模住居 (※9)	1. なし 2. 定員9人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上 (一体的な運営が行われている場合)	
					職員欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	有りの場合、県に電話で連絡すること
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	別紙4, 別紙5-1, 資格証 (写)
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	別紙7
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり	別紙5 0
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	別紙12, 別紙27
					夜間支援等体制加算 I 加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI	別紙51
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	別紙36
					重度障害者支援職員配置 (※10)	1. なし 2. あり	別紙11
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	別紙4 1
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	別紙4 2
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	別紙56
					強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり	別紙32
					医療連携体制加算 (VII)	1. なし 2. あり	別紙29
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	別紙55
					医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ (別紙様式2-1, 2-2) ・特定加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-3) ・ベースアップ加算有 (別紙2-1, 2-2, 2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 (別紙2-1, 2-2, 2-3, 2-4)
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	市等の指定管理の場合のみ該当有り					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし→該当の場合、別途県から個別に確認します。					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(事業所名: )

変更がある加算のみ記入すること

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		提出様式及び添付資料 (様式内で求める資料も添付)
						適用開始日	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
地域相 談支 援					施設区分	1. II 2. III 3. I	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	別紙4 7別添
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし一該当の場合、別途県から個別に確認します。
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	別紙4 7別添
地域定着支援					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	様式なし一該当の場合、別途県から個別に確認します。

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。

※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 就労移行支援について、令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

別記第九号様式(第九条)

指定障害児通所支援事業所 申請事項変更届出書  
 指定障害児入所施設

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地  
 (設置者) 名称  
 代表者



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

変更があった事項		変更の内容	
	事業所番号		
指定内容を変更した施設	名称		
	所在地		
	支援の種類		
1 事業所(施設)の名称	(変更前)		
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)			
3 申請者(設置者)の名称			
4 申請者(設置者)の主たる事務所の所在地			
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名			
6 役員の氏名、生年月日及び住所			
7 定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)			
8 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類(医療型障害児入所施設に限る)	(変更後)		
9 事業所(施設)の構造概要、平面図及び設備の概要			
10 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴			
11 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴			
12 主たる対象者			
13 運営規程			
14 障害児通所給付費等の請求に関する事項			
変更年月日		年 月 日	

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

(様式第6号)

障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

千葉県知事様

届出者所在地

事業所名

代表者名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
施設等の 状況	フリガナ 名称				
	指定事業所番号	1 2 5			
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	(通所・入所) 支援の種類	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
			1 新規 2 変更 3 終了		
特記事項	変更前		変更後		

注1 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注2 「異動項目」欄は、(別紙1-1~3)「障害児通所(入所)給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注3 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

担当者連絡先	
当該書類について、問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください。	
事業者名	
担当者名	
連絡先	(電話)
	(FAX)

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日		
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地		15. 五級地	
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児入所給付費 福祉型障害児入所施設	1. なし 2. あり		1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児	重度障害児入所棟設置（知的・自閉） (※8)			1. なし	2. あり			
					重度肢体不自由児入所棟設置（※8）			1. なし	2. あり			
					定員超過			1. なし	2. あり			
					職業指導員体制			1. なし	2. あり			
					重度障害児支援（強度行動障害）			1. なし	2. あり			
					強度行動障害加算体制			1. なし	2. あり			
					心理担当職員配置体制（※9）			1. なし	2. I	3. II		
					看護職員配置体制			1. なし	2. I	3. II		
					児童指導員等加配体制			1. なし	2. 専門職員（理学療法士等）	3. 児童指導員等		
					自活訓練体制（I）			1. なし	2. あり			
					自活訓練体制（II）			1. なし	2. あり			
					福祉専門職員配置等			1. なし	3. II	4. III	5. I	
					栄養士配置体制（※4）			1. なし	2. その他栄養士	3. 常勤栄養士	4. 常勤管理栄養士	
					小規模グループケア体制			1. なし	2. 本体施設又は同一敷地の建物で行う場合	3. サテライト		
					ソーシャルワーカー配置体制			1. なし	2. あり			
					福祉・介護職員処遇改善加算対象			1. なし	2. あり			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象			1. なし	2. あり								
キャリアパス区分（※5）			1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6）			1. I	2. II								
指定管理者制度適用区分			1. 非該当	2. 該当								
地域生活支援拠点等			1. 非該当	2. 該当								



障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
--------	--------------------	--------------	-------	---------	------------	-------

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。  
 栄養士配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を選択する。  
 栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※6 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

※9 「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地		15. 五級地
各サービス共通											
医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		重度障害児入所棟設置（知的・自閉） (※8)			1. なし	2. あり		
					重度肢体不自由児入所棟設置（※8）			1. なし	2. あり		
					定員超過			1. なし	2. あり		
					重度障害児支援			1. なし	2. あり		
					強度行動障害加算体制			1. なし	2. あり		
					心理担当職員配置体制（※9）			1. なし	2. I	3. II	
					自活訓練体制（I）			1. なし	2. あり		
					自活訓練体制（II）			1. なし	2. あり		
					福祉専門職員配置等			1. なし	3. II	4. III	5. I
					保育職員加配			1. なし	2. あり		
					小規模グループケア体制			1. なし	2. あり		
					ソーシャルワーカー配置体制			1. なし	2. あり		
					福祉・介護職員処遇改善加算対象			1. なし	2. あり		
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象			1. なし	2. あり		
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象			1. なし	2. あり		
キャリアパス区分（※5）					1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6）					1. I	2. II					
指定管理者制度適用区分					1. 非該当	2. 該当					
地域生活支援拠点等					1. 非該当	2. 該当					

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算（I）については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。  
栄養士配置加算（II）については「2:その他栄養士」を選択する。  
栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※6 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 「重度障害児入所棟（知的・自閉）」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

※9 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名 ( )

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地			15. 五級地
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
障害児通所給付費 児童発達支援			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II						別紙1-1
					定員超過	1. なし 2. あり						別紙26
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり						別途提出
					児童指導員等加配体制(Ⅰ)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)						別紙18 別紙3 資格証(写)
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II						別紙19、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)
					栄養士配置体制(※4)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士						別紙4、別紙3
					特別支援体制	1. なし 2. あり						別紙6、資格証(写)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						別紙23、別紙3、研修修了証(写)
					送迎体制	1. なし 2. あり						車検証、写真
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり						別紙5
					延長支援体制	1. なし 2. あり						運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等 3. 児童指導員						別紙18、別紙3、資格証(写)
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※5)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)											
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. I 2. II											
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当											
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当											
共生型サービス体制強化(※7)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						別紙24					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						運営規程、市町村認定がわかる書類					

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名 ( )

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地			15. 五級地
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関		定員超過	1. なし 2. あり						別紙26
					開所時間減算	1. なし 2. あり						運営規程
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満						運営規程
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I						別紙2-1、別紙3、資格証(写)
					特別支援体制	1. なし 2. あり						別紙6、資格証(写)
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり						別紙5
					保育職員加配	1. なし 3. I 4. II						
					延長支援体制	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり						
					キャリアパス区分(※5)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当											
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						運営規程、市町村認定がわかる書類					

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名 ( )

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		必要書類等
					適用開始日		
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他	
放課後等デイサービス				1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	障害児状態等区分	1. 非該当 2. 区分1 3. 区分2	別紙1-2
					定員超過	1. なし 2. あり	別紙26
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※3)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					職員欠如	1. なし 2. あり	運営規程
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	運営規程
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	別途提出
					児童指導員等加配体制(Ⅰ)	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 5. 専門職員(保育士)	別紙18 別紙3 資格証(写)
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. Ⅰ 3. Ⅱ	別紙19、別紙3、資格証(写)
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. Ⅱ 4. Ⅲ 5. Ⅰ	別紙2-1、別紙3、資格証(写)
					特別支援体制	1. なし 2. あり	別紙6、資格証(写)
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	別紙23、別紙3、研修修了証(写)
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	別紙5
					延長支援体制	1. なし 2. あり	運営規程
					専門的支援加算体制	1. なし 2. 理学療法士等	別紙18、別紙3、資格証(写)
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1、2-2) ・特定加算有(別紙2-1、2-2、2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1、2-2、2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1、2-2、2-3、2-4)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※5)	1. Ⅲ(キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅱ(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. Ⅰ(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6)	1. Ⅰ 2. Ⅱ	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス体制強化(※7)	1. 非該当 2. Ⅰ 3. Ⅱ 4. Ⅲ	別紙24					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	運営規程、市町村認定がわかる書類					

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名 ( )

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等	
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地			15. 五級地
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
保育所等訪問支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり					別紙12	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり						
					キャリアパス区分(※5)	1. Ⅲ(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅱ(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. Ⅰ(キャリアパス要件(I及びII及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)					【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ(別紙様式2-1,2-2) ・特定加算有(別紙2-1,2-2,2-3) ・ベースアップ加算有(別紙2-1,2-2,2-4) ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算(別紙2-1,2-2,2-3,2-4)	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当											
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					運営規程、市町村認定がわかる書類						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名 ( )

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等					適用開始日	必要書類等
					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地		
各サービス共通					訪問支援員特別体制			1. なし 2. あり			別紙12
居宅訪問型 児童発達支援					児童発達支援管理責任者欠如			1. なし 2. あり			【共通様式1号】処遇改善加算等届出書 障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・処遇加算のみ（別紙様式2-1、2-2） ・特定加算有（別紙2-1、2-2、2-3） ・ベースアップ加算有（別紙2-1、2-2、2-4） ・処遇加算、特定加算、ベースアップ加算 （別紙2-1、2-2、2-3、2-4）
					福祉・介護職員処遇改善加算対象			1. なし 2. あり			
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象			1. なし 2. あり			
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象			1. なし 2. あり			
					キャリアパス区分（※5）			1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）			
					指定管理者制度適用区分			1. 非該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等			1. 非該当 2. 該当			運営規程、市町村認定がわかる書類					

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。